

〔別 紙〕

様式 1

a1

事 業 報 告 書

(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人杏園会

- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 愛知県名古屋市熱田区比々野町32番地

(3) 設立認可年月日 昭和 35年 6月 16日

(4) 設立登記年月日 昭和 35年 6月 16日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	伊藤 知敬	熱田リハビリテーション病院院長
常務理事	伊藤 和代	熱田リハビリテーション病院副院長
理 事	内藤 雅夫	介護老人保健施設あんず施設長
同	近藤 厚生	介護老人保健施設かなやま施設長
同	真辺 忠夫	介護老人保健施設トリトン施設長
同	北田 はるか	あんずクリニック院長
監 事	木村 茂之	
同	矢崎 信也	
評 議 員	伊藤 由佳理	
同	伊藤 由季子	
同	大橋 恵子	
同	上屋敷 敬子	
同	鬼頭 努	
同	木虎 信江	
同	近藤 繁子	
同	佐々木 健二	
同	嶋田 みゆき	
同	竹内 裕二	
同	林 妙和	
同	原田 孝子	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第47条第1項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第49条の4参照）

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	熱田リハビリ テーション病院	名古屋市熱田区比々野町32番地	療養病床 160床
診療所	あんずクリニック	名古屋市熱田区六番一丁目1番9号	
介護老人 保健施設	介護老人保健施設 あんず 介護老人保健施設 かなやま 介護老人保健施設 トリトン	名古屋市港区西福田一丁目 636番 名古屋市熱田区桜田町9番3号 名古屋市港区西倉町1番14号	入所定員 100名 通所定員 60名 入所定員 100名 通所定員 100名 入所定員 105名 通所定員 60名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
訪問看護ステーション事業 訪問看護ステーションあんず	名古屋市熱田区六番一丁目2番15号	
居宅介護支援事業 熱田居宅介護支援事業所	名古屋市熱田区六番一丁目2番 15号	
あんず居宅介護支援事業所 かなやま居宅介護支援事業所 トリトン居宅介護支援事業所	名古屋市港区西福田一丁目636番 名古屋市熱田区桜田町11番8号 名古屋市港区西倉町1番14号	
通所介護事業		

リハビリディサービスセンター ろくばん	名古屋市熱田区六番一丁目 2番 15号	
介護予防通所介護事業 リハビリディサービスセンター ろくばん	名古屋市熱田区六番一丁目 2番 15号	
名古屋市の委託を受けて行う 通所型委託介護予防事業 介護老人保健施設あんず 健康クラブ 介護老人保健施設かなやま 健康クラブ 介護老人保健施設トリトン 健康クラブ デイサービスセンターろくばん	名古屋市港区西福田一丁目 636番 名古屋市熱田区桜田町9番3号 名古屋市港区西倉町1番14号 名古屋市熱田区六番一丁目 2番 15号	
有料老人ホーム 住宅型有料老人ホームろくばん	名古屋市熱田区六番一丁目 1番 9号	
訪問介護事業 訪問介護事業所ろくばん	名古屋市熱田区六番一丁目 1番 9号	
介護予防訪問介護事業 訪問介護事業所ろくばん	名古屋市熱田区六番一丁目 1番 9号	
第1号訪問事業 訪問介護事業所ろくばん	名古屋市熱田区六番一丁目 1番 9号	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に

【 】書で記載すること。

(3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- | | |
|-----------|--|
| 令和4年5月31日 | 令和3年度決算承認の件 |
| 令和4年5月31日 | 理事及び監事選任の件 |
| 令和4年5月31日 | 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第2号及び第3号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類の件 |
| 令和4年5月31日 | 定款変更の件 |
| 令和4年12月7日 | 定款変更の件 |
| 令和5年3月29日 | 令和5年度の事業計画及び収支予算承認の件 |

令和5年3月29日 令和5年度中の借入金額の最高限度額承認の件

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式3-1

法人名 医療法人杏園会

※医療法人整理番号 91

所在地 愛知県名古屋市熱田区比々野町32番地

貸 借 対 照 表

(令和 5年 3月 31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	3,101,594	I 流動負債	700,042
現金及び預金	2,099,115	買掛金	16,490
事業未収金	937,461	未払金	59,363
未収金	14,840	預り金	1,160
たな卸資産	13,486	従業員預り金	23,616
その他の流動資産	42,292	預り修繕保証金	1,343
貸倒引当金	△5,600	1年以内長期借入金	173,680
II 固定資産	8,042,428	未払費用	259,376
1 有形固定資産	7,069,622	賞与引当金	146,046
土地	2,180,202	仮受金	881
建物	3,180,303	未払法人税等	61
建物附属設備	1,326,243	未払消費税等	14,866
構築物	101,260	その他流動負債	3,160
医療器械備品	24,479		
その他機械備品	96,290	II 固定負債	3,855,887
リース資産	151,954	長期借入金	3,286,383
非償却資産	1,515	退職給付引当金	327,022
建設仮勘定	7,376	リース負債	242,482
その他の有形固定資産	0	その他の固定負債	
2 無形固定資産	227,300	負債合計	4,555,929
借地権	81,475		
ソフトウェア	44,081	純資産の部	
その他の無形固定資産	101,744	科 目	金額
3 その他の資産	745,506	I 基 金	0
投資有価証券	201,475	II 積立金	6,588,093
保証金	67,947	積立金	5,600
保険積立金	191,404	固定資産圧縮積立金	214,552
長期前払費用	6,441	繰越利益積立金	6,367,941
敷金	20,265	III 評価・換算差額等	0
会員権	39,293	その他有価証券評価差額金	0
積立配当金	6,032	繰延ヘッジ損益	0
その他の固定資産	2,540		
繰延税金資産	210,109	純資産合計	6,588,093
資産合計	11,144,022	負債・純資産合計	11,144,022

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とともに、代替基金の科目を削除すること。

樣式 4-1

法人名 医療法人杏園会
所在地 愛知県名古屋市熱田区比々野町32番地

※医療法人整理番号 91

損 益 計 算 書
(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日)

(単位：千円)

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適當であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式2

法人名 医療法人杏園会
 所在地 愛知県名古屋市熱田区比々野町32番地

※医療法人整理番号 91

財産目録
 (令和5年 3月 31日現在)

1. 資産額	11,144,022 千円
2. 負債額	4,555,929 千円
3. 純資産額	6,588,093 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	3,101,594
B 固定資産	8,042,428
C 資産合計 (A+B)	11,144,022
D 負債合計	4,555,929
E 純資産 (C-D)	6,588,093

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input checked="" type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建物	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input checked="" type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))

法人名 医療法人杏園会

所在地 名古屋市熱田区比々野町32番地

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員の近親者が株主 総会の議決権の過半 数を占めている法人 (取引条件及び取引条件の決定方針等)	番町メディカル株 名古屋市熱田区比々 野町32番地	902,687	不動産賃貸	事業用土地の賃借	事業用土地の賃借	66,558	未払費用	0	

路線価、近隣相場を踏まえ税理士が賃料を算出している。支払条件は翌月分を当月末までに振込支払いとしている。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	伊藤 知敬	医師	当法人の理事長、不 動産の賃借	賃借料の支払い	8,304	未払費用	0

(取引条件及び取引条件の決定方針等)
路線価、近隣相場を踏まえ税理士が賃料を算出している。支払条件は翌月分を当月末までに振込支払いとしている。

監事監査報告書

91

医療法人杏園会
理事長 伊藤 知敬 殿

私たちは、医療法人杏園会の令和4会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年5月26日

医療法人杏園会

監事 矢崎 信也

監事 木村 茂之